

株式会社 東和システム  
取締役社長 大竹 聡 殿

組発－２０１３－００２  
２０１３年 ３月 ２６日

電算労コンピュータ関連労働組合  
執行委員長 小林 寛志

同 東和システム支部  
執行委員長 小番 孝也

## 要 求 書

### 1. 賃上げ

- 1) 定期昇給に加え、年齢給を1000円増額しベースアップを行うこと。
- 2) 査定幅および査定基準を明示すること。
- 3) 査定内容を各社員に文書にて明示すること。
- 4) 組合員対象者数（男女別）、平均年齢および平均賃金を明示すること。

### 2. 夏季一時金

- 1) 支給方式は下記の通りとすること。  
(基本給+職務手当+技術手当+家族手当) \* 2.5ヶ月
- 2) 支給日を7月5日(金)とすること。
- 3) 査定基準を明示すること。
- 4) 査定内容を各社員に文書にて明示すること。
- 5) ±30%以上の過剰な査定を廃止すること。

### 3. 諸手当の増額

#### 1) 住宅手当

住宅手当を下記の通り増額すること。

- |         |         |
|---------|---------|
| ① 既婚世帯主 | 25,000円 |
| ② 独身    | 18,000円 |

#### 2) 家族手当

家族手当を下記の通り増額すること。

- |              |         |
|--------------|---------|
| ① 配偶者        | 20,000円 |
| ② 配偶者を除く扶養家族 | 8,000円  |
- (第2子以降、その他家族を含む)

### 4. 36協定

- 1) 長時間残業を監視し、36協定を厳守すること。
- 2) 長時間対策の施策内容と実施状況を文書で明示すること。

### 5. パワー・ハラスメント防止規程を設けること。

## 6. 健康管理

### 1) 健康診断の充実

- ① 血清生化学検査に癌（腫瘍）検査（CEA、AFP等）項目を追加すること。
- ② 肝・胆・膵・脾・腎がん検診（腹部超音波検査）をおこなうこと。

### 2) 長時間残業による健康破壊防止のため勤務間インターバル規制を行うこと。

- ① 1日における時間外労働の最長時間を7時間以内とする。
- ② 時間外労働終了時から翌勤務開始時までの休息时间まで最低でも8時間の休息時間を付与すること。
- ③ 休息時間が勤務時間に食い込んだ場合は勤務したとみなすこと。

## 7. 残業割増率について

### 1) 残業割増率を下記の通り見直しすること。

- |          |      |
|----------|------|
| ① 普通残業   | 145% |
| ② 深夜残業   | 175% |
| ③ 休日残業   | 165% |
| ④ 休日深夜残業 | 185% |

### 2) 残業割増率を就業規則に明記すること。

## 8. 年休制度の改善

### 1) 年休取得を個人単位で計画、実施させること。

### 2) 未消化年休積立保存制度の新設

未消化年休の有効利用を図るために、2年間で消化されなかった場合に消滅する年休を積み立て、本人の病気療養、家族の看護目的で有給休暇を最大50日間保存できる制度（未消化年休積立保存制度）を設けること。

## 9. 慶弔見舞給付規程の見直し

- 1) 死亡弔慰金で支給金額の「その都度決定」を止め、金額を明示すること。
- 2) 慶弔見舞金の各支給額を1万円増額すること。

## 10. 団体交渉に社長が出席すること。

### 11. 財務諸表の全文を提供すること。

- 1) 2012年度の決算報告書の全文を提供すること。

### 12. 残業代の計算

- 1) フレックスタイム制取扱規則 第8条を「当該月における所定就業日の実労働時間」を「当該月における実労働時間」とする。
- 2) 労働基準法施行規則第19条に則り1ヶ月の平均労働時間を正しく求めること。

### 13. 有給奨励日の実施について

- 1) 有給奨励日を下記の通り設けること。
  - ① 4月30日（火）、5月1日（水）～2日（木）
  - ② 2014年2月10日（月）

### 14. エコ関連について

- 1) クールビズの期間を5月から10月までとすること。
- 2) 書類（諸届け、交通費など）の電子化を進めること。

### 15. 社外従事者への連絡手段を改善すること。

### 16. 回答指定日 4月8日（月）

以上